

令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会 資料1の2 正誤表

令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会資料1の2につきまして、資料に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

郡山市公文書管理規程案修正前後対照表

| 正 | | 誤 | |
|---|--|---|--|
| 修正後 | 修正前 | 修正後 | 修正前 |
| <p>(移管又は廃棄)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書責任者は、第1項の規定により公文書ファイル等を廃棄しようとする<u>場合には</u>、副総括文書管理者を経由してあらかじめ歴史情報博物館長に協議しなければならない。<u>この場合において、当該協議が整わないときは、郡山市公文書管理委員会（管理条例第29条第1項に規定する公文書管理委員会をいう。）に諮問し、その答申を受けけるものとする。</u></p> <p>4～7 (略)</p> | <p>(移管又は廃棄)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書責任者は、第1項の規定により<u>保存期間が満了した</u>公文書ファイル等を廃棄しようとする<u>ときは</u>、副総括文書管理者を経由してあらかじめ歴史情報博物館長に協議しなければならない。<u>この場合において、当該協議が整わないときは、郡山市公文書管理委員会（管理条例第29条第1項に規定する公文書管理委員会をいう。）に諮問し、その答申を受けけるものとする。</u></p> <p>4～7 (略)</p> | <p>(移管又は廃棄)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書責任者は、第1項の規定により公文書ファイル等を廃棄しようとする<u>場合には</u>、副総括文書管理者を経由してあらかじめ歴史情報博物館長に協議しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> | <p>(移管又は廃棄)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書責任者は、第1項の規定により<u>保存期間が満了した</u>公文書ファイル等を廃棄しようとする<u>ときは</u>、副総括文書管理者を経由してあらかじめ歴史情報博物館長に協議しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> |

令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会 資料1の3 正誤表

令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会資料1の3につきまして、資料に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

郡山市公文書管理規程案

| 正 | 誤 |
|--|--|
| <p>(移管又は廃棄) 第69条 (略) 2 (略) 3 文書責任者は、第1項の規定により公文書ファイル等を廃棄しようとする<u>場合には</u>、副総括文書管理者を経由してあらかじめ歴史情報博物館長に協議しなければならない。<u>この場合において、当該協議が整わないときは、郡山市公文書管理委員会（管理条例第29条第1項に規定する公文書管理委員会をいう。）に諮問し、その答申を受けるものとする。</u> 4～7 (略)</p> | <p>(移管又は廃棄) 第69条 (略) 2 (略) 3 文書責任者は、第1項の規定により<u>保存期間が満了した</u>公文書ファイル等を廃棄しようとする<u>ときは</u>、副総括文書管理者を経由してあらかじめ歴史情報博物館長に協議しなければならない。 4～7 (略)</p> |